

# 退職給付会計研究会報告書

- 確定給付型企业年金の存続のために -

平成16年11月

厚生年金基金連合会  
退職給付会計研究会



# 目 次

	ページ
はじめに	1
1．法改正に伴う厚生年金基金の代行部分の見直し	3
2．現行の会計基準を改善すべき事項	
(1) 割引率	5
(2) コリダ - (回廊)ルール	6
(3) 資産評価	7
(4) 情報開示	7
3．現行の会計基準を維持すべき事項	
(1) 長期的な費用処理	8
(2) 複数事業主制度	8
(3) キャッシュバランス・プラン	9
おわりに	11
Appendix 1 退職給付会計の仕組み	13
Appendix 2 会計基準と財政運営基準の比較	15
Appendix 3 代行部分の年金給付の仕組み	17
Appendix 4 割引率の設定例	20
退職給付研究会 委員名簿	22

はじめに

確定給付型企业年金は、今、存亡の危機にある。

その最大の原因は、平成 12 年度からの 3 年連続のマイナス運用である。マイナス運用によって企業年金には多額の積立不足が発生したが、それを補うための掛金の増加が困難なため、確定給付型企业年金の廃止や厚生年金基金の代行返上が激増している。

しかし、このような企業年金の厳しい状況を招いたのは、運用環境の悪化だけではない。退職給付会計<sup>(注1)</sup>の導入もそれに劣らず極めて大きい。平成 12 年度から、企業年金の債務と年金資産を評価し、債務が資産を上回る場合にはその差額を積立不足として財務諸表に表示することが義務づけられた。また、不足金は一定の基準に従い解消しなければならないこととされた。

退職給付会計の導入と同時に企業年金はマイナス運用に陥り、年金資産は大きく目減りした。一方、年金債務を評価する際の割引率は、歴史的な金利の低下に伴って 2% 台にまで低下し、年金債務は巨額に上った。このため、企業は多額の積立不足を財務諸表に計上するとともに、不足金の補填のため多額の負担を余儀なくされた。企業年金が企業財務に深刻な影響を与え、まさに企業年金が企業本体を振り回すような事態が生じた。企業はリスク回避のため、代行返上や確定給付型企业年金から不足金の生じない確定拠出型企业年金への切り替えを進めたのである。

退職給付会計は企業年金の実態を開示することを目的として設定されたが、実際の会計基準では、企業年金の債務と資産が短期的な視点で評価されたため、企業年金の実態を開示するというより、実態の一面のみが強調されることとなった。結果として、投資家や企業経営者などに企業年金について誤解を招くような情報を提供することとなり、建設的な企業年金改革にはつなげていない。

---

(注1) Appendix 1 を参照。

確定給付型企业年金は、勤労者の老後保障にとっても企業経営にとっても極めて意義が大きいですが、現行のような退職給付会計基準が続けば、存続の危機を招くといっても過言ではない。退職給付会計の導入によって確定給付型企业年金の存在が事実上否定されることになっては、本末転倒といわざるを得ない。

確定給付型企业年金の存続のためには、退職給付会計基準を企業年金制度の長期的性格と調和のとれたものとしていくことが不可欠である<sup>(注1)</sup>。また、平成16年の年金改革により厚生年金基金制度が改正され、代行部分について国の給付責任が明確にされたので、これを踏まえ代行部分に係る会計基準を早急に見直すことが必要である。

本報告書は、退職給付会計基準が導入されて4年余が経過した現在、企業年金制度の運営に携わる者の立場から、導入後の実務経験、厚生年金基金制度の改正、国際的な動向等を踏まえ、改めて退職給付会計基準の適否を検証し、改善すべき事項等を取りまとめたものである。

---

(注1) Appendix 2 を参照。

## 1. 法改正に伴う厚生年金基金の代行部分の見直し

厚生年金基金の給付は、国の厚生年金を代行している部分（代行部分）と基金が独自に付加している部分（上乘せ部分）からなる。退職給付会計において代行部分の退職給付債務は、暫定的な取扱いが行われており、上乘せ部分と同様の方法で評価されている。これは、基金継続時においては基金の設立企業が代行部分の給付に全責任を負っていること、平成12年改正で基金の免除保険料及び最低責任準備金が凍結されたことにより、凍結解除後の代行部分の仕組みが明確でないということなどによるとされている。

代行部分が上乘せ部分と同じ方法で債務評価される結果、通常の場合、代行部分の退職給付債務は、代行返上や解散のときに基金が返還する額である最低責任準備金より過大な額となっており、代行返上や解散のときに企業会計に特別利益が生ずるといった特異な状況がみられる。

しかしながら、平成16年の厚生年金保険法の改正により、凍結解除後の代行部分の仕組みが次のとおり明確になった。

基金の免除保険料の凍結が解除されて、過去法<sup>(注1)</sup>によって評価した最低責任準備金が恒常的に基金の代行部分の債務となる。基金の最低責任準備金が代行部分の給付現価の1/2を下回った場合には、国が基金に対しこの下回った部分の1/5を毎年財源手当とする。

さらに、最低責任準備金が給付現価の1/4を下回った場合は、国が基金に対し給付現価の1/2との差額を全額一括して財源手当とする。

すなわち、基金継続時においても、最低責任準備金を超過した部分の給付については、恒常的に全て国の財源手当により給付が行われる。国から財源手当がなされることにより、基金は代行部分の給付現価額を保有しなくとも、最低責任準備金を保有していれば代行部分の年金給付の支払いができるのである。

---

(注1) 過去法とは、最低責任準備金を、免除保険料収入、代行給付支出と厚生年金本体の利回りなどから計算する算定方式である。

従来の基金制度においては、代行部分の給付は上乗せ部分と同様、基金の設立企業が給付責任を負っていたが、平成16年の改正により代行部分について国の給付責任が明確にされ、代行部分についての設立企業の責任は、代行返上や解散のときと同様、基金継続時においても最低責任準備金とされたのである。

このように平成16年改正により現行の退職給付会計の基本的な前提を変える制度改革が行われたことから、退職給付会計上も基金の設立企業が負っている代行部分の債務は、上乗せ部分と同様な方法で評価した額ではなく最低責任準備金とすべきである<sup>(注1)</sup>。

なお、企業会計処理の実務上の観点から、これと同等の効果となる方法として、代行部分を退職給付の範囲に含めないでその額を注記することも考えられる。

---

(注1) Appendix 3 を参照。

## 2. 現行の会計基準を改善すべき事項

### (1) 割引率

企業年金は数十年以上にわたる長期の制度であることから、退職給付債務は長期的な視点で評価すべきであり、債務評価に使用する割引率も長期的な観点から設定する必要がある。

しかしながら、現行の退職給付債務の評価に用いられる割引率は、「安全性の高い長期の債券」<sup>(注1)</sup>の利回りを基礎として、おおむね5年以内の変動を考慮して決定できるとされている。この結果、我が国では低金利の影響で割引率は現在2%近くまで低下し、アメリカの6~8%程度と比べ著しく低くなっており、年金債務は国際的にみて過大に評価されることとなっている。現行の割引率の基準は、長期にわたる退職給付債務を適正に評価する方法としては問題があると言わざるを得ない。

年金債務の評価に使用する割引率については、企業年金が対象とする数十年以上の期間にわたって適切な水準を確保でき、政策等の短期的な影響を受けにくい客観的な基準を採用する必要がある。

具体的には、次のような割引率の設定方法を認める必要がある。

- A. 信頼できる客観的な金利モデル<sup>(注2)</sup>を選定あるいは構築し、このモデルによる金利の将来予測によって割引率を設定する。
- B. 今後5年程度の年金債務は足元の金利水準をベースとした割引率で評価し、これを超える時期の年金債務は客観的な金利モデルによる割引率で評価するなど、給付の時期に応じた割引率を設定する。
- C. 5年程度ではなく、さらに長期にわたる市場の動向を考慮した債券の利回りを参考に割引率を設定する。<sup>(注3)</sup>

---

(注1) 長期の国債、政府機関債、ダブルA格相当以上の優良社債など安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として、おおむね5年以内の一定期間の変動を考慮して決定できるとされている。退職給付に係る会計基準、退職給付に係る会計基準注解(注6)、退職給付会計に関する実務指針11を参照。

(注2) 実質経済成長率とインフレ率と金利スプレッド(債券の長期保有によって流動性が低下することへの割増)等を積み重ねとする長期均衡金利モデル、時間とともに推移する過去の金利間の一定の関係を推定して過去の金利から将来の金利を予測する時系列モデル、瞬間的な先物金利より将来の金利を予測する Heath-Jarrow-Morton モデルを始めとする金融工学を応用した各種モデルなど、多様な金利モデルが存在する。Appendix 4 を参照。

(注3) 通貨によって長期債券の利回りが著しく乖離している場合には、退職給付債務の国際間の比較可能性の観点から、著しく乖離している利回り格差を是正するという考え方もある。

## (2) コリダ - (回廊) ルール

アメリカの会計基準及び国際会計基準では、数理計算上の差異が一定範囲(債務と資産の大きい金額の10%)以内であればこれを費用として認識しないとするコリダ - (回廊) ルールが採用されている。

年金の債務の評価などに使用される基礎率は、予測に基づいていることから一定幅の変動を想定しており、予測と実際の乖離が一定の変動幅に収まる場合には、この乖離は長期的にみると相殺されることが期待される。そこで、予測と実際の乖離によって生じた数理計算上の差異の累積が一定の範囲に収まる場合には、この差異を費用として認識する必要がないものとして、コリダールールが設けられている。

我が国の会計基準では、退職給付債務の計算の基礎に大きな変動が生じていない場合には計算基礎を変更しないで算定することを認めるという「重要性の基準」<sup>(注1)</sup>が採用されており、コリダールールとの併用を認めると実質的な許容範囲の幅が極めて大きくなることから、コリダールールは認めないこととされている<sup>(注2)</sup>。

しかしながら、近年の異常とも言える経済環境のもとでは退職給付債務が過大に評価されており、重要性基準とコリダールールが併存しても許容する変動幅が想定していた水準と大きく乖離しないこと、コリダールールは国際的にも導入されていることから、会計処理の選択肢を増やすために、我が国においてもコリダールールを選択することを認める必要がある。

なお、数理計算上の差異を認識する必要のない範囲である「コリダ - の幅」は、国際会計基準においては債務と資産の大きい金額の10%といった定率で決まっているが、近年、資産運用の変動が大きいことも踏まえて、この幅を広げる方向で検討する必要がある。

---

(注1) 「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」では、重要性基準とは「基礎率等の計算の基礎に重要な変動が生じない場合には計算基礎を変更しない等計算基礎の決定にあたって合理的な範囲で重要性による判断を認める方法」とされている。

(注2) 「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」では、「実質的な許容範囲の幅が極めて大きくなることから、重要性基準に加えてさらに回廊(コリダ)を設けることはしないこととした」とされている。

### ( 3 ) 資産評価

企業会計では年金資産の評価は時価で行われているが、決算日の一時点における時価の変動が近年極端に大きくなっている。企業年金は長期にわたる制度であり、債務と同様に、資産も長期的観点から評価する必要がある。

アメリカの会計基準においては、一定期間の時価を客観的なルールに基づき平滑化した数理的時価と、時価のどちらかを資産の評価方法として選択することができる。また、我が国やアメリカなどの企業年金の財政運営基準では、数理的時価と時価のどちらかを選択できる。

我が国の会計基準においても、企業年金の資産を長期的に評価する観点から、財政運営基準とも整合しており、アメリカでも認められている数理的時価で資産を評価する方法を選択肢として認める必要がある。

また、金融商品会計で認められているように、満期保有目的の債券は簿価で評価する方法も認める必要がある。さらに、満期価格が簿価を上回る債券については、満期価格と簿価との差額を期間に応じて増加したもので資産を評価することも検討に値する。

### ( 4 ) 情報開示

2003年12月からアメリカの会計基準（FAS132）では、開示項目が拡大され、企業年金の資産運用方針、資産構成割合、期待収益率等の資産関係項目や退職給付の支給見込み等を開示することとなった。また、国際会計基準でも開示項目の拡大が検討されている。

投資家をはじめとする関係者にとって有効に活用できる退職給付会計の情報開示が進むことは望ましい。開示情報が拡大されることによって企業年金に対する理解や信頼が得られることが期待される。

ただし、開示項目ごとの検討にあたっては、費用対効果の観点や企業年金以外の各種会計情報の開示レベルとの整合性などを総合的に勘案する必要がある。

### 3．現行の会計基準を維持すべき事項

#### (1) 長期的な費用処理

我が国やアメリカの会計基準、さらに国際会計基準においては、数理計算上の差異<sup>(注1)</sup>を平均残存勤務期間以内で処理する長期的な費用処理が認められている。これは、企業年金は長期にわたる制度であり将来の予測に基づいて運営がなされること、予定と実績との乖離等に基づく数理計算上の差異を即時に認識することは変動幅が大きくなり過ぎることなどから、短期的な変動を緩和して長期的な視点から制度を運営できるようにするためである。

しかしながら、イギリスの会計基準(FRS17)では、2005年から数理計算上の差異の即時認識が強制適用されることとなっている。

我が国でも、イギリスのように数理計算上の差異を強制的に即時認識するかどうかについては、前述のとおり長期的な費用処理には適正な根拠があることや、現行基準においても即時認識は選択可能<sup>(注2)</sup>であることから、引き続き現行の長期的な費用処理を継続する必要がある。

#### (2) 複数事業主制度

総合型厚生年金基金のように自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない複数事業主制度は、参加する各企業の年金資産の額などの会計情報を得られないことから、当該基金への要拠出額を各企業の退職給付費用として会計処理することとされている<sup>(注3)</sup>。

アメリカの会計基準においても、我が国の総合型厚生年金基金に相当する企業年金制度の場合は、我が国と同様に当該企業年金への要拠出額を退職給付費用として会計処理することとされている。

国際会計基準においては、複数事業主制度に参加する各企業の債務、資産および費用の配分にあたり「首尾一貫した信頼性のある情報が得られない場合」には、企業年金への要拠出額を退職給付費用として会

---

(注1) 数理計算上の差異とは、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異である。

(注2) 退職給付に係る会計基準注解(注9)を参照。

(注3) 退職給付に係る会計基準注解(注12)を参照。

計処理することとされている。この「首尾一貫した信頼性のある情報が得られない場合」に該当することを判断するためのガイドラインが現在検討されている<sup>(注1)</sup>。

我が国の総合型厚生年金基金のような複数事業主制度は、通常、特別掛金に一律の掛金率を採用していることなどから、他の参加企業に起因する積立不足などの費用処理において、過去から将来にわたり首尾一貫して、信頼できる基準で各参加企業に配分することが、困難である<sup>(注2)</sup>。

したがって、我が国の総合型厚生年金基金のような複数事業主制度については、要拠出額を退職給付費用として処理することが現実に適合しており、アメリカの会計基準や国際会計基準からみても、引き続き現行どおりの会計処理を継続する必要がある。

### (3) キャッシュバランス・プラン

キャッシュバランス・プランは、前期末の仮想口座残高に掛金（拠出クレジット）と利息にあたる利息クレジットを付加したものを当期末の仮想口座残高として積み立てる年金制度である。この利息クレジットの利率には、定率や国債の利回りなどの「指標」を採用している。推定された「指標」を前提として、一般の確定給付型企业年金と同様な方法でキャッシュバランス・プランの将来の年金給付額が予測されている。

---

<sup>(注1)</sup> 首尾一貫した信頼性のある情報を得られる場合の判断基準に係るガイドライン（IFRIC Draft Interpretation D6）が国際財務報告解釈指針委員会（International Financial Reporting Interpretation Committee）において現在検討されている。

<sup>(注2)</sup> 日本においても、一般に、「事業主ごとに未償却過去勤務債務に係る掛金率や掛金負担割合に定めがなく、掛金が一律に決められている場合」には、「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できないとき」に該当すると「退職給付会計に関する実務指針」33.および「退職給付会計に関するQ & A」（Q17）に記述されている。

また、首尾一貫した信頼できる情報を得るために必要となるコストの費用対効果を考慮することが、IFRICのD6では言及されている。日本公認会計士協会も、首尾一貫した信頼できる情報を得るためには、多大な費用が必要となることを認識し、IFRICのD6に対してコメントしている。

このように、キャッシュバランス・プランは確定給付型企業年金の一種であることから、予測した将来の年金給付を割引率によって現在価値に割り引いて退職給付債務を評価する確定給付型企業年金の会計処理が適用されている。

しかしながら、アメリカの会計基準委員会（FASB）や国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）<sup>（注1）</sup>においては、キャッシュバランス・プランのための新たな会計処理が、現在、次のような方向で検討されている。

- ・ 利息クレジットに3%や5%などの固定利率を採用しているキャッシュバランス・プランについては、将来の給付の予測が確実なことから、引き続き確定給付型企業年金の会計処理を継続して適用する。
- ・ 一方、利息クレジットに、国債の利回りなどの変動利率を採用しているキャッシュバランス・プランについては、将来の給付の予測の変動幅が大きいことから、退職給付債務を仮想口座残高で評価する。

退職給付債務を仮想口座残高で評価する方法を採用すると、金利変動の影響を受けにくく、退職給付債務の評価額の変動は小さくなり安定する。しかしながら、同程度の給付水準の企業年金制度であっても、利息クレジットに固定利率を採用している場合と変動利率を採用している場合では、実際に適用すると両者の退職給付債務が大きく乖離するという問題が生じる。

キャッシュバランス・プランの退職給付債務の会計処理については、同制度が確定給付型企業年金の一種であることや上記の問題があることから、引き続き現行どおり確定給付型企業年金の債務評価方式を継続することが適当である。

---

<sup>（注1）</sup> キャッシュバランス・プランなどの掛金（拠出クレジット）に対して一定のリターンを約束する企業年金の退職給付債務の評価方法に関するガイドライン（IFRIC Draft Interpretation D9）が、国際財務報告解釈指針委員会において現在検討されている。

おわりに

退職給付会計のあり方について、企業年金制度の運営に携わる者の立場から、当面する主要な課題に関する改善方策や今後の検討の方向を取りまとめた。本報告書をもとに企業年金の関係者の中で退職給付会計のあり方について議論が高まり、退職給付会計の見直しが実現することを強く望みたい。

退職給付会計のあり方は、企業年金の制度運営に極めて大きな影響を与える。したがって、企業年金の会計問題については、公認会計士、設立企業、企業年金の制度運営者、年金数理人など企業会計と企業年金の双方の関係者間で十分に議論され、合意形成が行われることが必要である。また、企業年金の財政運営基準と退職給付会計基準とはそれぞれ趣旨目的は異なるが、企業年金の安定的な運営のためには、両者はできる限り整合性を図ることが望ましい。

さらに、企業活動や資産運用のグローバル化に伴って、会計基準は国際的な調和が求められている。退職給付会計についても諸外国の会計基準委員会や国際会計基準審議会（IASB）、国際アクチュアリー会（IAA）などとの意見交換や連携を強化する必要がある。

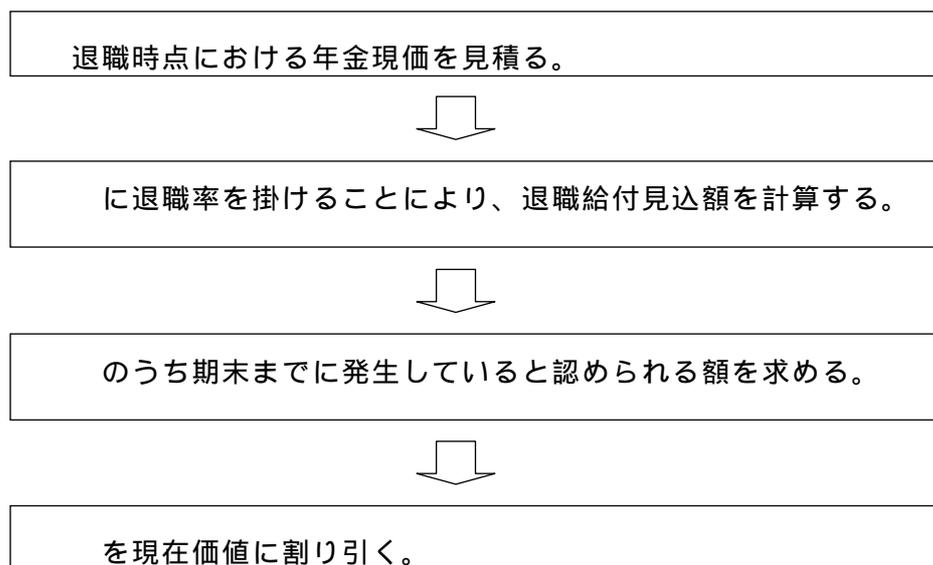


## 退職給付会計の仕組み

### 1. 退職給付債務

#### (1) 計算方法（企業年金の場合）

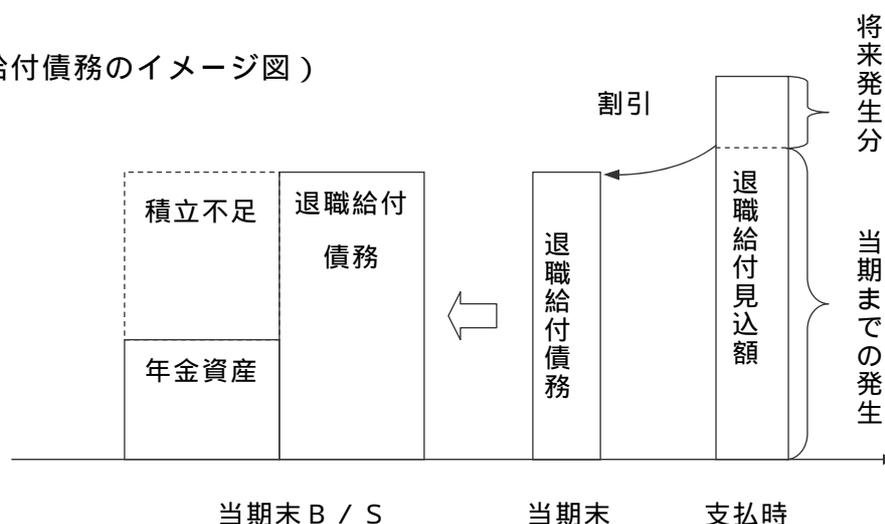
退職給付債務は、次の方法により、全従業員につき、予測退職時期ごと（1年後、2年後、・・・、定年時）に計算する。



これを計算式で表すと次のようになる。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年金額} \\ \hline \times \text{年金現価率} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{退職率} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \frac{\text{入社から期末時までの勤続年数}}{\text{入社から退職時までの勤続年数}} \\ \hline \end{array} \times \left[ \frac{1}{1 + \text{割引率}} \right]^{\text{残存勤務年数}}$$

(退職給付債務のイメージ図)



## 2. 企業年金制度の会計処理

### (1) 退職給付引当金

設立企業の貸借対照表に、企業年金の積立不足である退職給付引当金が負債計上される。

退職給付引当金は、退職給付債務から未認識債務等<sup>(注)</sup>と年金資産を控除した金額である。

未認識債務等	退職給付債務
退職給付引当金 < 設立企業の貸借対照表に負債計上 >	
年金資産	

(注) 未認識債務等は、未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務債務、未認識会計基準変更時差異の合計とする。

### (2) 損益計算書(費用)

設立企業の損益計算書に退職給付費用が費用計上される。

退職給付費用、勤務費用と利息費用と費用処理額<sup>(注)</sup>の合計から期待運用収益を控除した金額である。

期待運用収益	勤務費用
	利息費用
退職給付費用 < 設立企業の損益計算書に費用計上 >	費用処理額

(注) 費用処理額は、数理計算上の差異の費用処理額、過去勤務債務の費用処理額、会計基準変更時差異の費用処理額よりなる。

## 会計基準と財政運営基準の比較

		財政運営基準	
代行部分の取り扱い		最低責任準備金で退職給付債務を評価 (上乗せ部分と異なる評価方法)	
債務	債務の評価方式	加入年齢方式 開放基金方式 総合保険料方式 予測単位積増方式	
	基礎率	割引率	リスクのある資産の期待収益率を考慮しており、運用リスク等も加えた長期的な視点から割引率を設定している。
		その他基礎率 (死亡率、脱退率、昇給率など)	基本的には過去の実績等をもとに長期的な視点から設定している。
資産	評価方式	時価 数理的時価	
	債券の評価	保有目的の債券は簿価で評価	
過去勤務債務や 数理計算上の差異		元利均等償却 弾力償却 定額償却 定率償却	

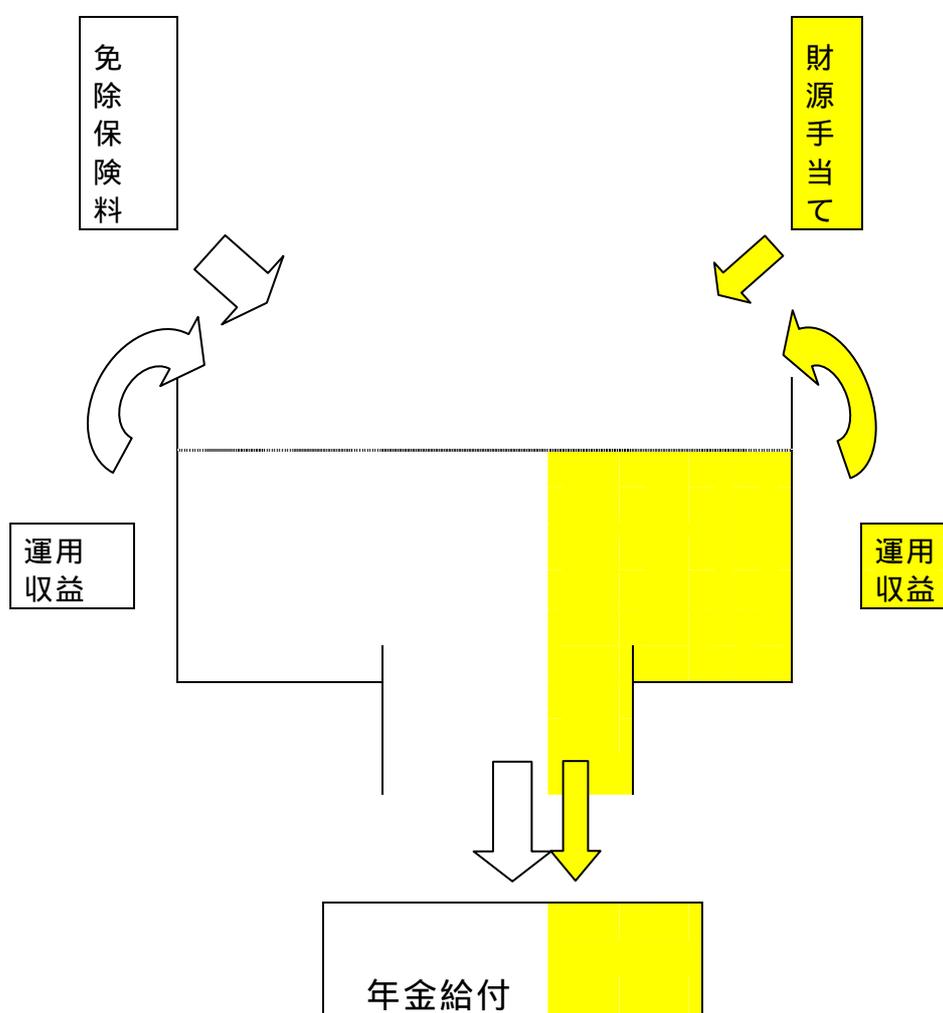
	会計基準	今後の方向
	上乗せ部分と同様に退職給付債務を評価	平成16年法改正によって代行部分の財源が変更されたことから、会計基準においても最低責任準備金で退職給付債務を評価する必要がある。
	予測単位積増方式	財政運営基準でも予測単位積増方式が選択可能であり、ほぼ調和が取れている。
	リスクの極めて低い国債や格付の高い債券の利回りを基礎にして割引率を設定する。過去5年程度の水準を考慮できる。	長期的視点で債務を評価する観点から、会計基準においても長期的な視点で割引率を設定する必要がある。
	基本的には過去の実績等をもとに長期的な視点から設定している。	会計基準と財政運営基準は、ほぼ調和が取れている。
	時価	長期的視点で資産を評価する観点から、会計基準においても数理的時価を選択可能とする必要がある。
	時価	金融商品会計で認められている債券の簿価評価を会計基準においても認める必要がある。
	定額償却	財政運営基準でも定額償却が選択可能であり、ほぼ調和が取れている。

## 代行部分の年金給付の仕組み

### 1. 全体の仕組み

代行部分の年金給付は免除保険料（含む運用収益）と国からの財源手当て（含む運用収益）で賄われることになる（下図参照）。

この国から財源手当てにより、基金は給付現価を保有しなくとも最低責任準備金を確保していれば代行部分の年金給付を支払える。

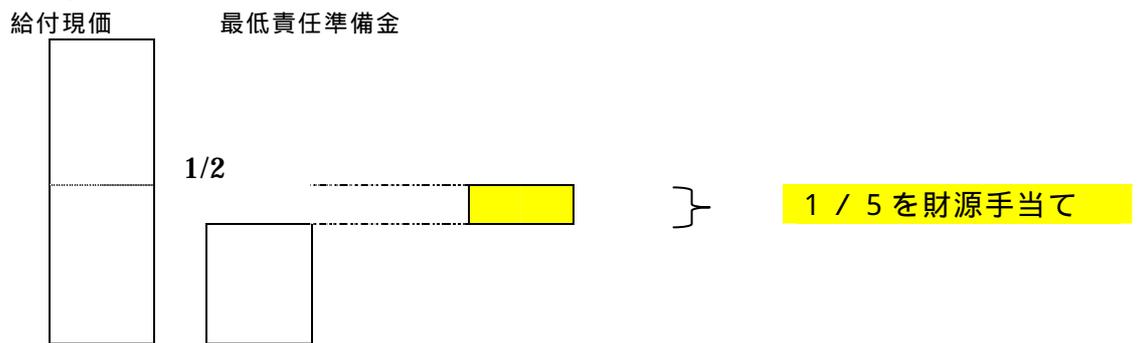


## 2. 単年度の国からの財源手当て

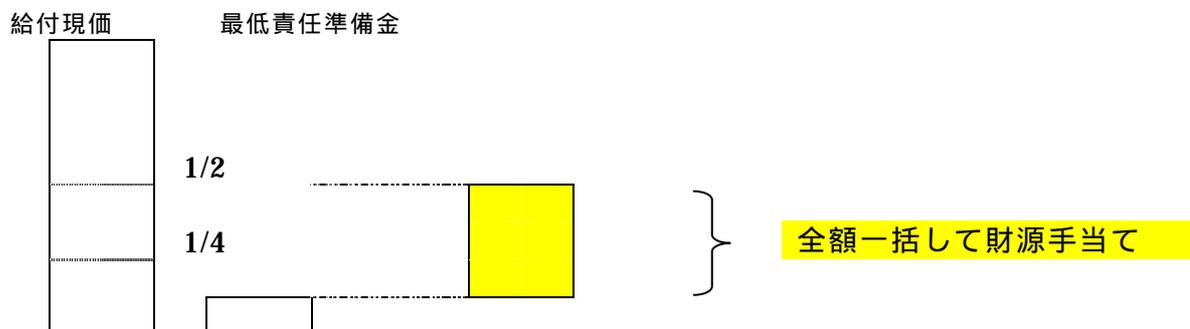
単年度で見ると、少なくとも給付現価の  $1/2$  を保有することを基準に、国が基金に財源手当てする（下図参照）。

給付現価の  $1/2$  を保有していれば、基金は毎年度の年金給付を支払える。

最低責任準備金が代行部分の給付現価の  $1/2$  を下回った場合：  
国が基金に、給付現価の  $1/2$  を下回った部分の  $1/5$  を毎年財源手当てする。



最低責任準備金が代行部分の給付現価の  $1/4$  を下回った場合等：  
国が基金に、給付現価の  $1/2$  との差額を全額一括して財源手当てする。



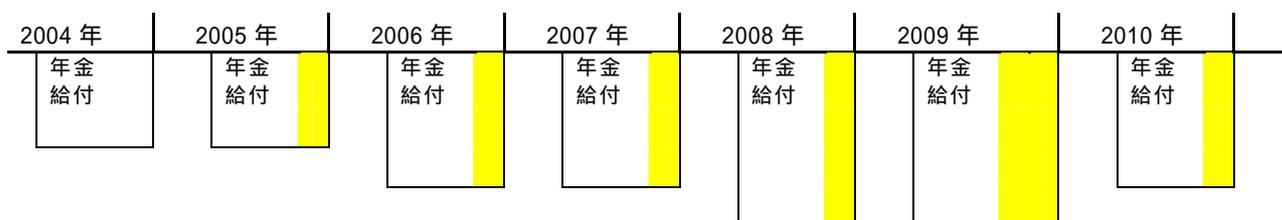
### 3 . 毎年度の年金給付

国の財源手当てにより、毎年の代行部分の年金給付に必要な資産額は給付現価ではなく最低責任準備金になった。

基金は、最低責任準備金に相当する資産を保有していれば国からの財源手当てによって代行部分の給付に必要な資産を保有できるので、毎年度の年金給付を支払える。

毎年度の年金給付のキャッシュ・フローをみると、免除保険料（含む運用収益）を原資とする部分と、国からの財源手当て（含む運用収益）を原資とする部分の合計で年金給付が支払われることになる。

#### < 年金給付のキャッシュ・フローの例 >



免除保険料（含む運用収益）を原資とする部分



国からの財源手当て（含む運用収益）を原資とする部分

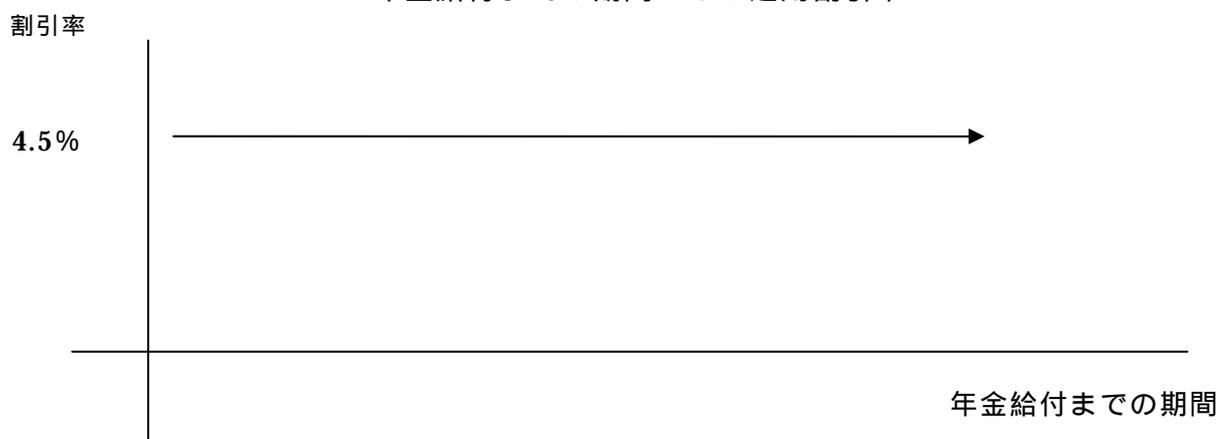
## 割引率の設定例

## A . 金利モデル（例：長期均衡金利モデルの例）

長期均衡金利モデルでは、実質経済成長率、インフレ率、金利スプレッドの積み上げ(ビルディング・ブロック)によって金利を求める。この金利をもとに割引率(長期均衡割引率)を設定する。

		適用する割引率(例)
長期均衡割引率(例)	4 . 5 %	実質経済成長率 + インフレ率 + 金利スプレッド
実質経済成長率(例)	2 . 2 %	長期的には実質経済成長率は潜在成長率に収束する と考える。実質経済成長率は技術進歩・労働投入量・ 資本投入量によって決まる。これらの3要素が過去 10年と同水準と仮定して、今後の長期的経済成長率 の平均は2.2%とする。
インフレ率(例)	1 . 3 %	「ゼロ金利政策」が導入されるまでの時期につい ては、一定期間にわたり過去10年平均の消費者物価 上昇率は前年比1.3%と安定していた。
金利スプレッド(例)	1 . 0 %	債券を長期間保有することで流動性が低下すること へのプレミアム(割増)であり、おおよそ1%程度 である。

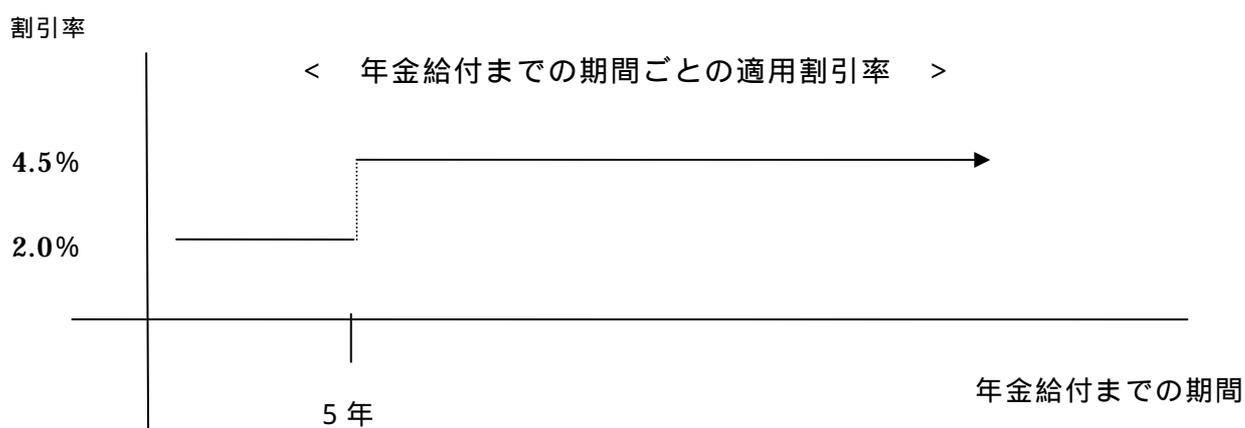
## &lt; 年金給付までの期間ごとの適用割引率 &gt;



## B．金利モデル + 足元の金利（例）

給付までの期間が5年以内と短い年金は足元の国債の利回りを参考に割引率を設定し、これを超える期間の年金給付については長期均衡金利モデルによる金利をもとに割引率を設定する。

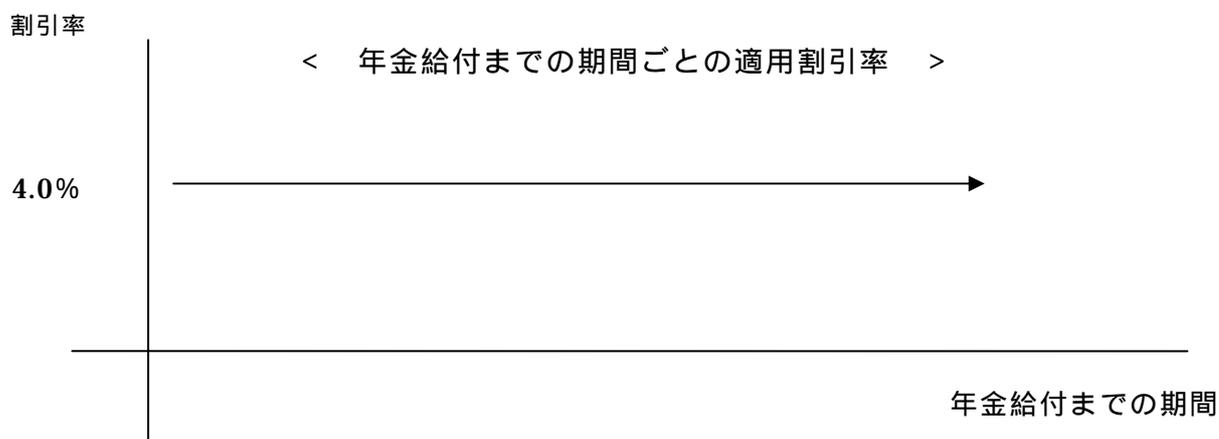
年金給付の期間	5年以内の給付	5年超の給付
適用する割引率(例)	2.0%	4.5%



## C．長期にわたる平均金利（例）

国債の利回りの過去20年間の平均など、長期にわたる期間の利回りを参考に割引率を設定する。

過去期間	20年平均	15年平均	10年平均	5年平均
適用する割引率(例)	4.0%	3.6%	2.7%	2.0%



## 退職給付会計研究会 委員名簿

(五十音順)

今福 愛志 (日本大学教授)

上原 茂紀 (日本工作機械関連工業厚生年金基金 常務理事)

大山 義広 (日本年金数理人会 理事 (三井アセット信託銀行株式会社))

大輪 秋彦 (日本アイ・ビー・エム株式会社 財務年金担当 副部長)

加藤 哲良 (三菱信託銀行厚生年金基金 常務理事)

町田 晶生 (味の素厚生年金基金 前常務理事)

松永 直方 (富士電機企業年金基金 常務理事)

は委員長

は副委員長